

掛川市条例第1号

掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

## 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、区域外流入について徴収する分担金（以下「分担金」という。）の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区域外流入 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第26条の2第1項の区域外流入をいう。
  - (2) 受益者 区域外流入に係る土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利（地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利で、一時使用のために設定されたものを除く。以下「地上権等」という。）の目的になっている土地については、地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。
- 2 市長は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において、必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

(分担金の額)

第3条 掛川浄化センターの処理区域内における分担金の額は、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地で、区域外流入に係るものの面積に、1平方メートル当たり430円を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定により受益者が負担する分担金の額の算定基準となる地積は、公簿によるものとし、前条第2項の仮換地の指定が行われた土地については、当該仮換地の地積とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、実測その他の方法によることができる。

- 3 第5条第3項の規定により分割した金額に100円未満の端数があるとき、又は当該分割金額の全額が100円未満であるときは、当該端数金額又は全額は、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

第4条 大東浄化センター及び大須賀浄化センターの処理区域内における分担金の額は、公共ます1個につき15万円とする。

(分担金の賦課及び徴収)

第5条 市長は、受益者ごとに、第3条又は前条の規定により算出した分担金の額を定め、賦課す

るものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金の額を定めたときは、遅滞なく当該分担金の額、納期限その他必要な事項を受益者に通知するものとする。

3 第1項の分担金は、20回に分割し、5年間で徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(分担金の減免)

第6条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地で市長が別に定めるものについては、分担金を徴収しないものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減免することができる。

(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者

(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者

(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条に規定する生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

(5) 前各号に掲げる受益者のほか、市長が特に分担金を減免する必要があると認める受益者

(分担金の徴収猶予)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、分担金の徴収を猶予することができる。

(1) 受益者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該分担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認めるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方又は双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。

ただし、第5条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものについては、従前の受益者が納付するものとする。

(納付代理人)

第9条 受益者は、市内に住所又は事務所等を有しない場合は、分担金の納付に関する事項を処理させるため、市内において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定めることができる。

(延滞金)

第10条 市長は、第5条第2項の納期限（第7条の規定により徴収猶予をした場合は、当該徴収猶予の期限）までに分担金を納付しない者があるときは、当該分担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.25パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

2 市長は、受益者が納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（督促手数料）

第11条 市長は、分担金の徴収について督促状を発した場合は、督促状1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合には、徴収しないことができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、この条例の施行の日以後に次項の規定による改正後の掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第26条の2第2項の特別使用許可を受けた区域外流入に係る受益者から適用する。

（掛川市公共下水道条例の一部改正）

3 掛川市公共下水道条例の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第26条の2」に改める。

第5章中第26条の次に次の1条を加える。

（特別使用許可）

第26条の2 市長は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、区域外流入（法第2条第7号の排水区域の区域外の土地の汚水を公共下水道に流入させることをいう。以下同じ。）の許可をすることができる。

2 第7条から第10条まで及び第18条の規定は、前項の規定による許可（以下「特別使用許可」という。）を受けた者及び区域外流入させるために必要な排水施設（第34条において「区域外排

水設備」という。)について準用する。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、特別使用許可を取り消すことができる。

(1) 特別使用許可を受けた者（以下「特別使用者」という。）が前項において準用する第8条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。第5号において同じ。）の規定による確認を受けないで区域外排水設備の新設等を行ったとき。

(2) 特別使用者が前項において準用する第9条第1項の規定による届出を怠ったとき。

(3) 特別使用者が前項において準用する第10条第1項の規定に違反して区域外排水設備の新設等に係る工事を実施したとき。

(4) 特別使用者が前項において準用する第18条の規定による届出を怠ったとき。

(5) 特別使用者が前項において準用する第8条第1項の規定による申請又は前項において準用する第9条第1項若しくは第18条の規定による届出に当たって虚偽の申請又は届出をしたとき。

(6) 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成24年掛川市条例第 号）第2条第1項第2号の受益者が同条例第1条の分担金を納付しないとき。

（掛川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に下水道法（昭和33年法律第79号）第24条第1項の許可を受けて前項の規定による改正後の掛川市公共下水道条例第26条の2第1項の区域外流入を行っている者は、同条第2項の特別使用許可を受けた者とみなす。

（掛川市公共下水道事業負担金条例の一部改正）

5 掛川市公共下水道事業負担金条例（平成17年掛川市条例第98号）の一部を次のように改正する。  
第9条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 掛川市公共下水道事業区域外流入分担金条例（平成24年掛川市条例第1号）の規定に基づく分担金の徴収の対象となった土地に係る受益者